

船舶事故調査報告書

平成28年11月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成28年8月8日 11時00分ごろ～11日 09時12分ごろの間）
発生場所	不明（北海道松前町 ^{おしま} 渡島小島沖～北海道松前町渡島大島北方沖）
事故の概要	漁船 ^{ほうこう} 芳光丸は、帰航中、船長が死亡した。
事故調査の経過	平成28年8月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 芳光丸、1.8トン HK3-103576（漁船登録番号）、個人所有 7.50m（Lr）×1.61m×0.68m、FRP ガソリン機関、漁船法馬力数30、昭和57年5月
乗組員等に関する情報	船長 男性 77歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年11月28日 免許証交付日 平成25年1月11日 （平成30年5月28日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船体大破（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ～霧、風向 東～南東、風力 2、視界 不良 海象：波高 約0.5～2.0m、水温 約25℃ 松前町を含む渡島西部には、8月7日15時41分に濃霧注意報が発表され、8月9日10時08分に解除されていた。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成28年8月8日04時00分ごろ、こんぶ漁の目的で僚船3隻と共に北海道松前町静浦（ ^{あかがみ} 赤神地区）漁港（以下「赤神漁港」という。）を出港し、04時40分ごろ赤神漁港南西方12海里（M）付近の渡島小島付近に至って操業を行い、08時00分ごろ操業を終えて僚船と共に帰航を開始した。 僚船の船長は、08時05分ごろ、霧により視界制限状態となり、先航する本船の姿を見失った。 僚船の船長は、09時00分ごろ赤神漁港に戻ったが、09時30

	<p>分ごろになっても本船が帰港しなかったので、携帯電話で船長に連絡したところ、圏外である旨の案内があるだけで応答がなく、09時35分ごろ所属する漁業協同組合（以下「漁協」という。）にこの状況を連絡した。</p> <p>漁協の担当者は、本船が行方不明になったものと判断し、海上保安庁に通報するとともに、僚船に本船の捜索要請を行った。</p> <p>僚船の船長は、11時00分ごろ、携帯電話で船長から、機関が停止して運航不能であり、視界不良である旨の連絡を受けたが、その後、船長からの連絡は途絶えた。</p> <p>本船は、僚船及び巡視船により渡島小島、渡島大島、北海道<small>おくしり</small>奥尻町奥尻島及び青森県<small>たつび</small>龍飛埼の沖において捜索が行われたが発見されず、8月11日08時18分ごろ渡島大島東北東方4M付近において、僚船及び巡視船により、船長の名字が記載された<small>こんぶ</small>漁用の木製箱眼鏡、救命胴衣及び本船の一部が発見された。</p> <p>船長は、09時12分ごろ渡島大島北方沖において、航行中のタグボートにより、うつ伏せ状態で浮いているところを発見され、09時23分ごろ連絡を受けた巡視船により救助されて北海道松前町松前港に運ばれ、11時06分ごろ救急隊により死亡が確認された。</p> <p>船長の死因は、外傷性ショックと検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、本事故当時、体調不良等を訴えていなかった。</p> <p>船長は、ふだん、救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船は、ふだん、コンパスや携帯型GPSを携行していなかった。</p> <p>本船は、燃料タンクを2個携行しており、本事故後、いずれも空の状態が発見、揚収された。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、外傷性ショックであった。</p> <p>本船は、8月8日11時00分ごろ、船長から僚船の船長への携帯電話による連絡が途絶えた後、8月11日09時12分ごろ、渡島大島北方沖において、船長が、うつ伏せ状態で浮いているところを発見されたことから、この間において、船長が死亡したものと考えられるが、死亡に至った状況及び救命胴衣の着用状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、二級小型船舶操縦士の免許を受有して運航に携わっていたことから、海岸から5Mまでの海域を越えて航行してはならなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、赤神漁港に向けて帰航中、船長が死亡したもの</p>

<p>参考</p>	<p>と考えられる。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二級小型船舶操縦士の免許受有者は、海岸から5Mまでの海域を越えて航行することは厳に慎むこと。 ・ コンパスを備え、携帯型GPSを携行することが望ましい。 ・ 旗等の目印を掲げ、小型船舶用レーダー・トランスポンダー及び航海用レーダー反射器（レーダーリフレクター）を装備することが望ましい。 ・ 気象情報を入手し、濃霧注意報が発表されている場合は出漁を控えること。
------------------	--

付図1 事故発生場所概略図

